

放課後等デイサービスを利用される方へ（高校生年齢の方へ）

神戸市

放課後等デイサービスは、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に在学していることが支給決定の条件になります。（学校教育法第124条に定める専修学校及び134条に定める各種学校は対象外です）

新規申請・更新申請の書類と共に、「在学証明書」「生徒手帳」など「高等学校」「特別支援学校」に在学していることが分かる書類の写しの提出をお願いします。

※退学した場合はすみやかにお住まいの区役所に申し出てください。

※在学していないのに、放課後等デイサービスを利用した場合は全額実費になります。

神戸市 福祉局 障害者支援課
〒650-8570
神戸市中央区加納町6丁目5-1
TEL:078-322-6332